

【総合取引約款 新旧対照表（2024年9月11日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p>総合取引約款</p>	<p>総合取引約款</p>
<p>（申込み方法）</p> <p>第 19 条 1. 本サービスの申込みは、あらかじめ又は同時に第3条の総合取引を開始いただいたうえで、<u>当社所定の画面からお申し込みいただき、さらに「預金口座振替申込書兼依頼書」</u>をご提出いただくことによります。</p> <p>2. 本サービスの新規申込・中止・変更については、締切日を振替日の <u>11</u> 営業日前とし、前月の締切日の翌日から当月の締切日までに当社が受付けた申込みを当月分の申込みとします。この場合、当社があらかじめ指定した収納代行会社による振替は、新規申込については当月から振替を開始（ただし、「預金口座振替申込書兼依頼書」提出後の初回の新規申込については、「<u>預金口座振替申込書兼依頼書</u>」を振替日の前月 <u>25</u> 日（休業日の場合は翌営業日）までに当社が受付けた場合に、振替日の <u>11</u> 営業日前までの申込み分が当月振替となります。）、中止については当月振替から中止となり、変更については当月から変更後金額での振替を開始します。</p>	<p>（申込み方法）</p> <p>第 19 条 1. 本サービスの申込みは、あらかじめ又は同時に第3条の総合取引を開始いただいたうえで、<u>当社所定の画面において振替金融機関口座として金融機関の預金口座をご指定のうえ登録いただくこと又は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」</u>をご提出いただくことによります。</p> <p>2. 本サービスの新規申込・中止・変更については、締切日を振替日の <u>7</u> 営業日前とし、前月の締切日の翌日から当月の締切日までに当社が受付けた申込みを当月分の申込みとします。この場合、当社があらかじめ指定した収納代行会社による振替は、新規申込については当月から振替を開始（ただし、<u>当社所定の画面における振替金融機関口座登録後の初回の新規申込については、振替日の8営業日前までに当社が登録を受付けた場合に、振替日の7営業日前までの申込み分が当月振替となります。</u>「<u>預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</u>」提出後の初回の新規申込については、「<u>預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</u>」を振替日の <u>48</u> 日前（休業日の場合は前営業日）までに当社が受付けた場合に、振替日の <u>7</u> 営業日前までの申込み分が当月振替となります。）、中止については当月振替から中止となり、変更については当月から変更後金額での振替を開始します。</p>
<p>（指定預金口座からの振替）</p> <p>第 20 条 指定銘柄の取得のためにする申込代金の支払いは、お客さまが「<u>預金口座振替申込書兼依頼書</u>」で指定した金融機関の預金口座から、当社があらかじめ指定した収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます。）が原則として毎月 <u>28</u> 日（休業日の場合は翌営業日）に振り替えることによります。なお、「<u>預金口座振替申込書兼依頼書</u>」で指定する<u>金融機関は、当社所定の口座開設画面の指定預金口座と同一とし、印鑑は各金融機関へのお届出印によるもの</u>とします。</p>	<p>（指定預金口座からの振替）</p> <p>第 20 条 指定銘柄の取得のためにする申込代金の支払いは、お客さまが<u>当社所定の画面又は「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」</u>で指定した金融機関の預金口座から、当社があらかじめ指定した収納代行会社（以下「指定収納代行会社」といいます。）が原則として毎月 <u>26</u> 日（休業日の場合は翌営業日）に振り替えることによります。なお、「<u>預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</u>」で指定する印鑑は各金融機関へのお届出印によるものとします。</p>
<p>（買付時期及び価額）</p> <p>第 21 条 1. 当社は、前条により振り替えた申込代金をもって振替日の <u>9</u> 営業日後に取得申込みの手続きを行います。</p> <p>2. 前項の取得にかかる申込価額は、当該取得申込みの手続きを行った日を申込日とする当該指定銘柄が定める日の基準価額とします。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。</p>	<p>（買付時期及び価額）</p> <p>第 21 条 1. 当社は、前条により振り替えた申込代金をもって振替日の <u>6</u> 営業日後に取得申込みの手続きを行います。</p> <p>2. 前項の取得にかかる申込価額は、当該取得申込みの手続きを行った日を申込日とする当該指定銘柄が定める日の基準価額とします。</p> <p>3. 第1項にかかわらず、指定銘柄の投資信託委託会社が買付の申込みの受付を中止又は取り消した場合は、翌営業日以降最初に買付が可能となった日に買付を行います。</p>

旧	新
(新設)	附則 (経過措置) 第 1 条 改正後の第 19 条、第 20 条および第 21 条第 1 項の規定にかかわらず、2024 年 9 月 11 日 15 時 00 分前に受付けた投信積立サービスの新規申込・変更の申込については、同年同月 30 日が振替日となり、従前の例によるものとします。
<u>2024 年 1 月 1 日</u>	<u>2024 年 9 月 1 1 日</u>